

台湾におけるジェンダークォータ ——その経験と影響分析

黄長玲（国立台湾大学）

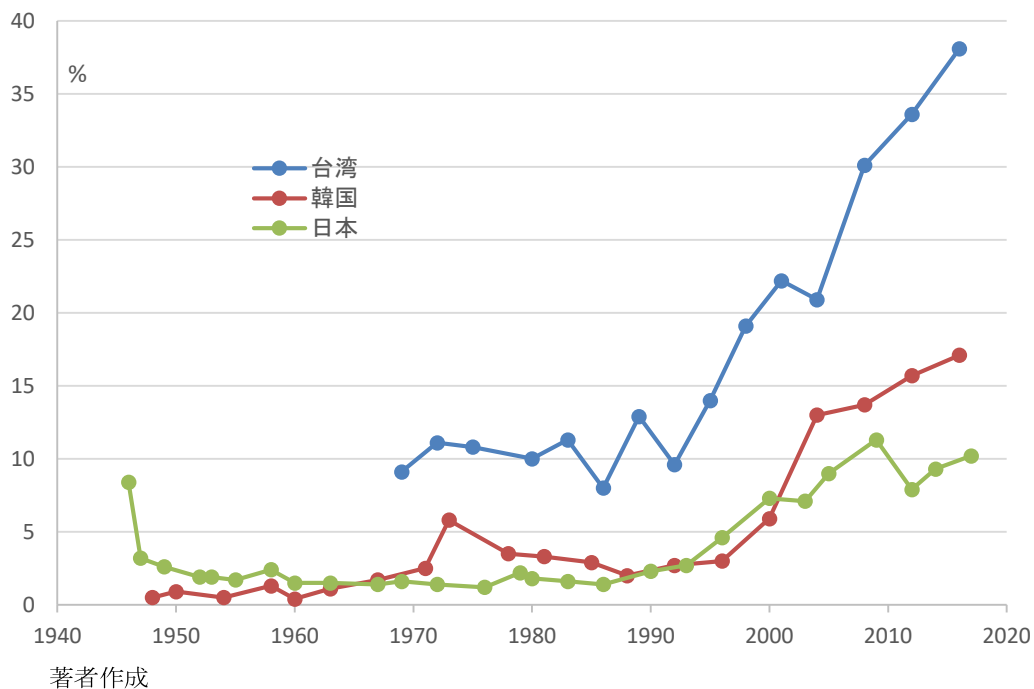


1. なぜ台湾はジェンダークォータを制度化できたのか？

1-1 台湾の国会議員における女性の割合は 33%¹

国際的にはあまり知られていないですが、台湾は女性議員の割合が非常に高いのです。図 1 をご覧ください。台湾、韓国、日本における女性議員の割合を比較したものです。台湾は一貫して、他二国に比べて女性議員の割合が高く、しかもその差は年を追うほどに広がっています。韓国では近年、女性議員の割合が高くなってきていますが、日本は 10%未満となっています。

図 1. 台湾・韓国・日本の女性国会議員比率の推移



1 2016 年選挙で女性議員の割合は 38%になった。

台湾の現状について、具体的な数字を挙げて、もう少し詳しく見ていきましょう。表1をご覧ください。現在（2015年）、立法院（日本の国会に相当する）の女性議員の割合は33.6%となっています。地方議会においては、六大都市²の議会における女性議員の割合の平均は35.47%で、その中で女性議員の割合が最も高い都市は40.35%に達しています。これは台湾の南部の都市、台南市の議会での女性議員の比率です。次に、県・市の議会では、女性議員の割合は平均27.26%で、最も高いところでは39.47%です。そして郷鎮市の代表における女性の割合の平均は22.48%となっております。最後の村と里というのは自治体の最小単位なのですが、その首長に相当する村長・里長のうち、女性は13.95%となっております³。

表 1. 台湾の各議会における女性議員の割合（平均値）と最高値

議会（選挙年）		女性議員の割合	うち最高値
国会（2012）	立法院	33.60%	33.60%
地方議会（2014）	六大都市	35.47%	40.35%
	県・市	27.26%	39.47%
	郷鎮市	22.48%	35.56%
	村・里	13.95%	22.86%

著者作成

このように、台湾における女性の政治参画は非常に進んでおり、東アジアにおいては突出して女性議員の割合が高いと言えます。なぜでしょうか？

理由のひとつとして、台湾社会の経済発展に伴う女性の高学歴化を指摘する声もあります。しかし女性の高学歴化は東アジア共通の事象であり、日本や韓国にも高学歴で有能な女性が非常に多くいます。また、台湾がジェンダー・フレンドリーな社会だから男女共同参画の度合いが高いのだ、と言われることもあります。残念ながらジェンダー平等社会実現までの道のりは、まだ先が長いのが現状です。

例えば台湾においては、家の財産を娘よりも息子により多く相続させる、また場合によっては全ての資産を娘ではなく息子に譲る、という傾向がまだ残っています。台湾の民法が、女性も男性も同じ相続権を持つと定めているのに、現実異なります。娘がその家の資産の相続の際、親あるいは男の兄弟から要請されて、相続権を放棄する書類にサインするからで

2 六大都市とは台湾の直轄市（日本の政令都市に相当する）のことで、台北市、高雄市、新北市、台中市、台南市、桃園市を指す。

3 2018年の地方選挙の結果、六大都市の女性議員の割合の平均値は35.79%、最高値は39.39%、県・市の女性議員の割合の平均値は32.14%、最高値は40.74%、郷鎮市民代表の女性議員の割合の平均値は24.93%、最高値は34.04%となった。

す。娘が喜んで相続放棄をしているというよりは、社会的なプレッシャーから、そうせざるを得ないのです。そのような社会規範が残っている事象から、台湾社会で男女平等の文化が成立しているとは言い難いと思います。

では、台湾で女性が政治に参加する割合が高い理由は何なのでしょう？ これはひとえに、制度設計、すなわちジェンダークォータによるものなのです。

1-2 ジェンダークォータ制度とは

ジェンダークォータ制度とは、ジェンダーに基づいて一定の割合で議席または候補者を保障する制度です。1990年代から世界的なトレンドとなっており、現在100か国以上で導入されています。

この制度には、規制の面で二つのタイプがあります。一つは、法によって規制されているタイプです。憲法や法律で議席や候補者の割合について定められ、法的に従うことが求められます。もう一つは、政党が自主的に、党則としてジェンダークォータを導入しているタイプです。こちらは国が定めた制度ではないため、法律によって規制されてはいません。

大変興味深いのですが、ジェンダー平等な国というイメージが一般に持たれている北欧諸国では、ジェンダークォータは法律で定められているわけではありません。政治的な競争によって生まれ、維持されているのです。進歩的な党が党則としてジェンダークォータ制度を導入し、それに追随するかたちで与党や保守的な党も導入し始めました。

その他の国々においては、とくに、新たに民主化を遂げた多くの国々が、1990年代から、ジェンダークォータを法律化しており、すべての政党・国民が遵守することが求められています。台湾も同様で、憲法ならびに様々な法律によって定められています。

では、ジェンダークォータ制度とは具体的にどのようなものなのか。主に次の3つの類型があります。



2015年7月30日シンポジウム

A 候補者の選別に規制を設ける

選挙制度が比例代表制の場合、候補者個人ではなく政党に投票し、各党の得票数に応じて、政党の候補者名簿の上位から順に当選者が決まります。この候補者名簿において、一定の割合で女性候補を記載する、というものです。西欧諸国においては、このタイプが採用されています。例えばスウェーデン等、北欧諸国においては、全ての政党が候補者名簿に女性と男性を交互に記載する、ゼブラシステムと呼ばれるスタイルを導入しています。

B 議席割り当て制度

議席数のうち一定の割合を、女性のための指定席とする制度です。例えば 100 議席があったとして、その内の 10% は女性の議席だと定めたら、女性 10 人はたとえ得票数が少なくても当選できる、とする制度です。

C ジェンダー中立のクォータ

男女を問わず、議席数が少ない方の性別に、議席を一定の割合で保障する、とする中立的な制度です。

台湾では、これら 3 つのジェンダークォータを全て導入しています。議席割り当て制度は憲法に定められております。二大政党（国民党と民進党）は党則として、候補者選定におけるジェンダークォータを採用しています。また、台湾政府の各種の委員会などでは、委員の選出においてジェンダー中立のクォータ制度が取り入れられています。

なぜ台湾では、ここまで徹底してジェンダークォータ制度を実現することができたのでしょうか？ そこには、台湾の歴史が関わっています。

1-3 ジェンダークォータに抵抗がない素地が歴史的に形成された

中華民国のレガシー

現在の台湾の正式名称は、中華民国です。詳しい歴史的なお話は割愛しますが、この中華民国がまだ中国にあった 1946 年に、憲法が制定されました。この憲法には、非常に重要な規定がありました。全ての選挙において女性のための議席が確保されなければならない、と定めたのです。どれだけの割合で確保するのか、具体的に定められたものではありませんが、憲法上女性の議席が保障されたのは、画期的なことでした。

その後 1949 年に、中華民国の国民党が台湾に政府を移して統治を始めた時も、議席割り当て制度は生きていました。当時の国民党政権は独裁的な政権であり、民主的な選挙が行われたわけではなかったのですが、1950 年から 80 年代の終わりにかけての国政選挙や地方選挙では、女性のために 5%~10% の議席が確保されました（表 2）。これは、非常に意味のあ

る、重要なことです。というのは、たとえ低い割合であっても、選挙で常に女性の議席が保障されることにより、国民が、議員割り当て制度になじむことができたからです。ジェンダークォータ制度に国民が抵抗を感じなくなる素地が形成されたと言えるでしょう。

表 2. 台湾におけるジェンダークォータ制度の歴史的変遷

年	法律・規則			クォータ制度のタイプ			クォータの条件	実際に保障される候補者あるいは議席の割合
	憲法	法律	党則	候補者選定	議席割り当て	ジェンダー中立		
1946	○				○		全選挙区に女性の議席を保障する	国会・地方議会における議席の5~10%
1996			○	○		○	民進党の党則：各選挙区において、候補者4人につき、男女双方を少なくとも1人以上候補者とする	候補者の15~25%
1998		○			○		地方政府法：各選挙区において、当選者4人のうち1人は女性とする	制度が適用される地方議会の議席の15~25% (単記非移譲式)
2000			○	○	○		国民党の党則：国政選挙での党の候補者名簿において、女性の割合が25%以下にならないようにする	党の候補者名簿の少なくとも25% (2005年廃止)
2005	○			(○)	○		各党は、国政選挙における比例代表選挙で獲得した議席のうち、女性の占める割合を50%以下にはしていない	国会の全議席の15% (小選挙区比例代表並立制)

出処：Compiled by Author from the 1946 and 2005 Republic of China Constitution, the Local Government Act, and the Nomination Rules of the Nationalist Party and Democratic Progressive Party

1990 年代から始まった改革

台湾では 1987 年に民主化が始まり、1992 年には初めての民主的な選挙が行われました。この 90 年代から、クォータ改革が始まります。その第一歩は民進党が党則として、候補者選定にジェンダー中立なクォータ制度を採用したことでした。その経緯についてお話ししましょう。

1990 年代初頭、古い議席割り当て制度は廃止すべきではないか、という議論が起きました。5%～10%という低い割合でのクォータ制度が、むしろ女性の政治参加を阻む天井として機能する面があったからです。5%では、100 人の立候補者のうち 5 人のみを女性にすればよい、ということになってしまいます。それよりも枠を外して、自由に多数の女性が立候補する方がよいのではないかと、等の議論になりました。

そのさなかの 1995 年、アメリカの著名なフェミニスト活動家ジョー・フリーマンが台湾を訪れ、その講演で、20～25%以上の議席割り当てが必要だと述べました。この講演を聴いた民進党の女性幹部が党内の改革を推進し、1996 年、民進党はジェンダー中立のクォータを候補者選出に採用したのです。立候補者におけるそれぞれのジェンダーの割合を、25%以上保障するという 1/4 ジェンダークォータを党則として採用しました。各選挙区において 4 人が立候補する場合、そのうち少なくとも一人は女性を候補者とする、という制度です。逆に、女性候補者がすでに 3 人いるならば、残り一人の候補者は男性にしなければならない、ということになります。



2015 年 7 月 30 日シンポジウム

クオータの法律化

続いて 1998 年、ジェンダークオータ制度がついに法律化されます。地方議会の選挙制度等を定める地方政府法が改正されたのです。

当時立法院では、新しい地方政府法を制定するための議論が行われていました。この時の内務省の大臣が女性だったのですが、この女性大臣のもとを女性団体が訪れ、地方議会の女性議員の議席割り当てを 25% にするべきだという提言を行いました。するとこの女性大臣は、提言に同意したのです。地方議会の議席のうち 25% を女性の議席割り当てとする法案が立法院に提出され、とくに反対されることもなく、法律は成立しました。

なぜこんなにもあっさりと、女性団体の提言に同意したのか？ 昨年（2014 年）、私は当時内務大臣だった女性にインタビューする機会を得て、尋ねてみました。彼女の答えはこうでした。「まあ、それがトレンドでしたよね」。半世紀にわたる女性の議席割り当て制度の経験による素地と、当時の民主化のトレンドの中で、ジェンダークオータ制度の法律化が実現したと言えるでしょう。

その後、台湾における最大政党である保守系の国民党も、2000 年にジェンダークオータを党則として採用しました。2000 年当時、総統選で国民党が敗退したため、改革姿勢をアピールするために 1/4 ジェンダークオータを党則として採用しました。

1-4 2005 年の憲法改正と現代のジェンダークオータ制度

2005 年、憲法が改正され、ジェンダークオータ制度は憲法によってより明示的に規定されることとなりました。この憲法の改正では、おもに立法院の選挙制度が改革されました。その内容を、簡単にご説明しましょう。

まず選挙区が、大選挙区ないし中選挙区から小選挙区へと変更されると共に、比例代表制が導入され、小選挙区と比例代表制の並列型選挙制度となりました。また国会議員の定数が、それまでの 225 名から 113 名まで削減されました。うち、小選挙区で 73 議席、比例代表で 34 議席が定数となり、そこに先住民の 6 議席が加わり、113 議席という定数になっています。このうち、比例代表の 34 議席の 50%（17 議席）が、女性のための議席割り当てとなりました。つまり国会議員の議席 113 の 15% に相当する 17 議席が、女性のために憲法が保障する議席となったわけです。

15% というのは、クオータのレベルとしては高くありません。しかし実際の選挙では、それを上回る数の女性が当選を果たしています。憲法改正前の 2004 年の選挙結果で女性議員の割合はすでに 21.3% でしたが、改憲後の 2008 年の選挙では 30% にまで伸びました。そして 2012 年の選挙では 33.6% と女性議員の割合が非常に増えています。これは制度改革が刺激となって、女性の政治参加が飛躍的に進んだ結果と言えます（このジェンダークオータ制

度の影響については、次の項でお話しします)。

台湾の現在の地方選挙制度についても、ご説明しておきましょう。

台湾の地方選挙は、単記非移譲式投票（SNTV）の大選挙区制で、先ほどお話したように議席のうち 25%が女性の議席割り当てとして保障されています。4つの議席をめぐって6人の候補者が競う選挙区で、上位5人が男性で最下位が女性という投票結果が出たとしても、最終的には、この最下位の女性が4番目の当選者となります。つまり得票数で4位の男性は、6位の女性に議席を奪われるかたちになります。これが議席枠の保障です。同じ選挙区で、女性候補が1～4位いずれかの得票数を獲得すれば、議席枠の保障は適用されず、得票数により自力で当選を果たすこととなります。

このような制度なので、すべての地方議会で女性の議席が25%保障されているかと思われるかもしれませんが、実態は異なります。25%保障とは、議席数4につき1議席保障する、というものなのです。つまり議席数が5～7の選挙区も、女性のために保障される議席は1です。議席数8になって、ようやく2議席保障されます。そのため、選挙区によって女性議員の議席保障の割合は15～25%と、ばらつきがあります。これが台湾の地方選挙制度の仕組みです。

2. ジェンダークォータ制度の影響分析

～無能な女性が有能な男性を押しつけて議員になるのか？

ジェンダークォータ制度で女性に議席を保障すると、有能な男性の代わりに能力の低い女性に議席枠を付与することになるという反論が、常にありました。

この問題については、例えばフランスのパリテ法に関するミュレーの研究があります。フランスでパリテ法が導入されて以降、女性議員の資格と働きぶりは男性に劣るものではなく、その大半は男性より有能であるか、同等レベルであることが示されました。しかしフ



2015年7月30日シンポジウム

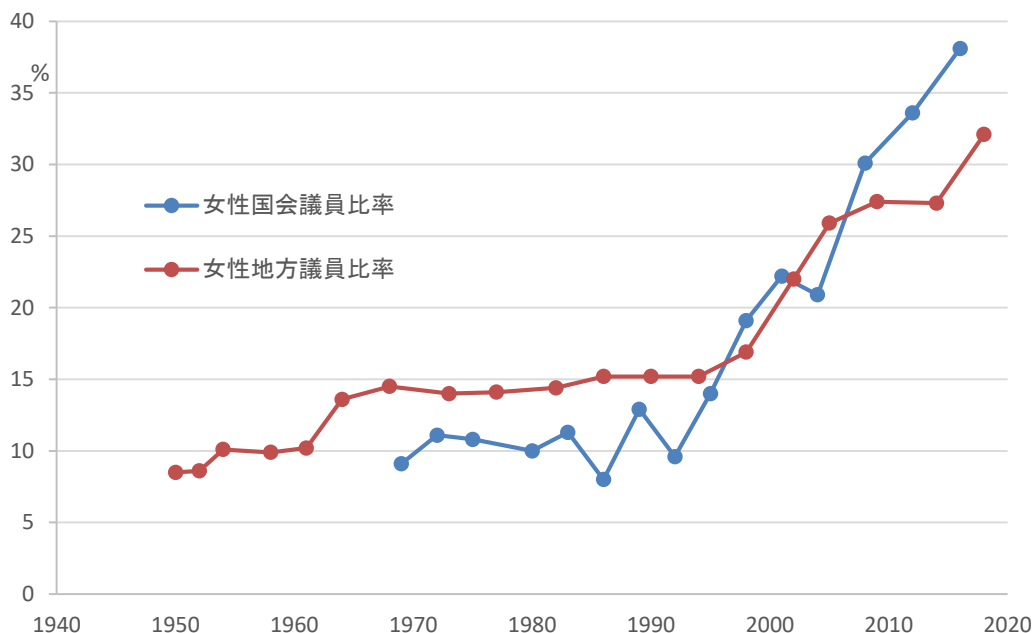
ランスにおけるパリテは、候補者名簿に男女同数を記載する制度であるため、当選した女性の代わりにどの男性が落選したのかわかりません。当選女性と落選男性の資質を直接比較することができないのです。

一方台湾の地方選挙制度は、単記非移譲式投票の大選挙区制なので、どの女性候補がどの男性候補に取って替わって当選したのかを容易に認識できるので、当選女性と落選男性を直接比較することが可能です。そこで、台湾の地方選挙の結果分析による、クォータ制度の影響の分析結果をお伝えしましょう。

2-1 議席割り当てを利用せず当選する女性議員の増加

図 2 は、女性議員の割合の推移を示すグラフです。青色は国会議員、赤色は地方議員です。1990 年以降、急激に女性議員の割合が増加しています。ジェンダークォータの制度化により、女性の政治進出が一気に促進されたことがわかります。

図 2. 台湾の女性議員比率の推移



出処 : Data before 1989 are collected from Chou, Clark and Clark (1990); Data between 1989 and 1995 are collected from the Election Study Center, Natsiona Cheng Chi University:
<http://esc.nccu.edu.tw/modules/tinyd2/index.php?id=2>;
 Data after 1995 are collected from the Election Database of Central Election Commission: <http://db.cec.gov.tw/>

表 3 は地方選挙で当選した女性議員の人数と、そのうち議席割り当てで当選した女性議員の人数と割合を一覧表にしたものです。2002 年以降の数値に注目してください。非常に興味深い結果となっております。2002 年、2005 年、2009 年と選挙をするたびに、議席割り当てで当選する女性議員の数と割合が減少しています。つまり、議席枠の保障を適用されずに議員になる女性が増えているわけです。

表 3. 地方選挙において議席割り当てで当選した女性議員の人数と割合

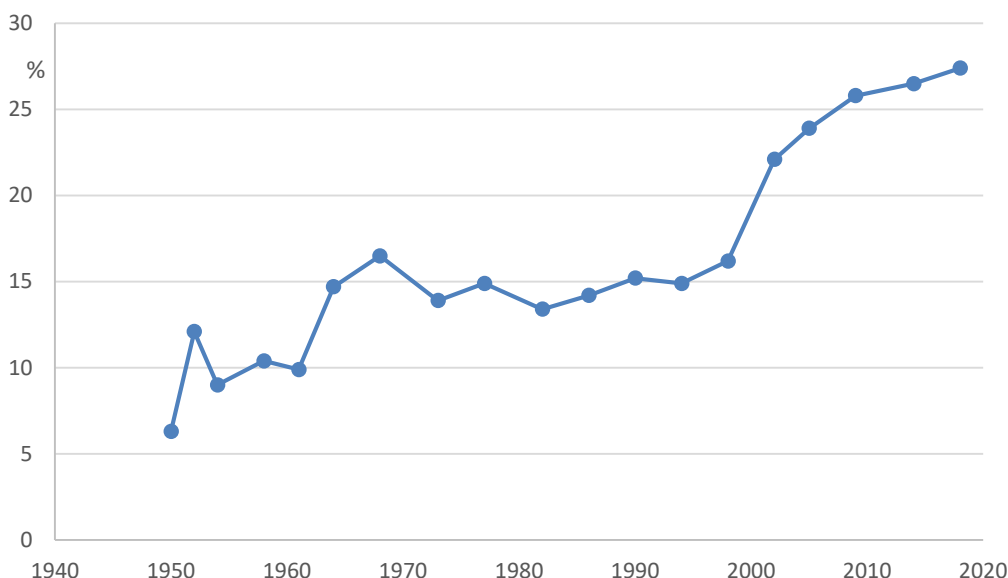
年	地方議会		
	女性議員総数	議席割り当てで当選した女性議員の数	議席割り当てで当選した女性議員の割合 (%)
1954	94	16	17
1958	101	19	19
1961	95	30	32
1964	123	49	40
1968	123	25	20
1973	119	43	36
1977	121	39	32
1982	115	41	36
1986	127	38	30
1990	128	31	24
1994	128	21	16
1998	151	0	0
2002	197	30	15
2005	234	23	10
2009	162	15	9

出処：Data before 1989 are collected from Chou, Clark and Clark (1990); Data between 1989 and 1995 are collected from the Election Study Center, National Cheng Chi University:
<http://esc.nccu.edu.tw/modules/tinyd2/index.php?id=2>;
 Data after 1995 are collected from the Election Database of Central Election Commission: <http://db.cec.gov.tw/>

図 3 は、地方選挙に出馬した女性立候補者数の推移を表したものです。1990 年代以降、立候補する女性の数が飛躍的に伸びたことがわかります。

以上のことから、次のことが言えます。ジェンダークォータ制度で女性の議席がより多く保障されるようになると、より多くの女性が立候補するようになる。すると、議席割り当ての恩恵を受けず、得票数で勝って自力で当選する（保障枠を適用されずに当選する）女性が多くなります。政治の競争原理という観点からは、極めて有益なプラスのインパクトが生じていると言えます。

図 3. 台湾の地方選挙における女性候補者比率の推移



出処：Data before 1989 are collected from Chou, Clark and Clark (1990); Data between 1989 and 1995 are collected from the Election Study Center, National Cheng Chi University:
<http://esc.nccu.edu.tw/modules/tinyd2/index.php?id=2>;
Data after 1995 are collected from the Election Database of Central Election Commission:
<http://db.cec.gov.tw/>; The percentage is calculated by author.

2-2 クォータ制度で当選した女性は男性と同等かそれ以上に有能

では、議席割り当ての恩恵を受けて当選した女性議員は、男性より能力が劣っているのでしょうか？この問題についての研究結果をお伝えしましょう。

2002 年、2005 年、2009 年に実施された 3 回の地方選挙では、当選した 592 人の女性のうち、68 人が議席枠の保障の恩恵を受けて当選を果たしました。その陰で 68 人の男性候補者が、いわば犠牲となって落選したことになります。私は、この 68 人の女性当選者と 68 人の男性落選者について、政党間の競合と候補者資質の二つの面で分析をしました。

政党間の競合結果

表 4 が結果です。68 人の女性の内訳は、43 人が国民党、12 人が民進党、残りの 13 人がその他の政党または無所属でした。その影響で落選した男性候補者は、27 人が国民党、9 人が民進党、32 人がその他の小規模政党または無所属です。単記非移譲式投票制度では、無所属および小規模政党出身の男性候補者ほど、クォータ女性の犠牲となりやすいことがお分かりでしょう。これが 1 つです。

次に政党間の競合に目を向けます。当選を果たした 12 人の女性の全てが議席枠の保障の恩恵を享受した民進党擁立の女性当選者のうち、国民党および国民党寄りの政党の男性候補者を蹴落としたのは、わずか 2 人です（台湾では国民党および国民党寄りの政党を blue と呼ぶ）。43 人の国民党女性に目を向けると、9 人が民進党および民進党寄りの政党の男性を蹴落としました（台湾では民進党および民進党寄りの政党を green と呼ぶ）。党競合という点では、女性候補者にとっては、他の政党の男性を蹴落とすのは実際には困難であることが分かります。これらの女性候補者たちは自党の男性候補者を犠牲にして当選を果たすのが実情です。

表 4. 政党間の競合

政党	議席割り当てで当選した女性議員の数	議席割り当てで当選した女性議員の代わりに落選した男性議員の数
国民党	43	27 (9 green)
民進党	12	9 (2 blue)
その他政党・無所属	13	32

著者作成



2015 年 7 月 31 日セミナー

候補者の資質の比較

クォータによる女性当選者と男性落選者の資質の比較をした結果を次に述べます。私は両者の、学歴、社会参加経験、政治参加経験の3項目を比較しました。

学歴については、博士号、修士号、学士号のいずれの学位を取得しているのか、また、取得済みの学位が同程度であれば、どの大学で取得したのか、という点で比較をしました。台湾では学校のランク付けが存在するので、例えば台湾大学（National Taiwan University）出身なら、他の私立大学や職業訓練校よりはランクが高いことになります。社会参加に関しては、影響力のある社会組織の一員であったかどうか、理事会の一員であったか、一般の事務局員、理事、委員長であったかどうかに着目し、比較を行いました。政治経験は、党内の役職やランク、以前に事務所を構えていたか否か、官僚の経験や選挙経験、市町村の首長の経験の有無などを比較しました。

これら学歴、社会参加経験、政治参加経験の3つのカテゴリーについて、-1、0、+1の3段階評価によって候補者の資質を数値化し、合計ポイントで資質の優劣を判定します。+3なら非常に優れている、0は平均的、-3は非常に劣る、となります。

この結果は非常に明白でした。表5をご覧ください。議席割り当ての恩恵を受けて当選した女性議員68人のうち、男性より有能な人の割合は50%に達しています。男性と同等の資質である0ポイントの女性は39.7%、男性より劣るのは10.3%です。つまり、女性のための議席割り当てで当選した女性議員の90%近くが、男性と同等かそれ以上に有能であることがわかったのです。

表 5. 議席割り当てによる女性当選者と男性落選者の資質比較

スコア	-3	-2	-1	0	1	2	3
女性議員数	2	0	5	27	15	11	8
割合	10.3%			39.7%	50%		
				89.7%			

著者作成

表6と表7はシミュレーションの結果です。先ほど述べたように、台湾の地方選挙では25%が女性のための議席割り当てとして保障されていますが、これは議席数4につき1議席保障するというものです。つまり議席数が4に達して初めて、保障される議席枠が1付与されるということです。そのため105ある地方選挙区のうち、36の地域には女性のための議席枠がないのです。このことから私たちは、クォータの水準をさらに上げて3議席ごとに1議席を保障する、ジェンダー中立のクォータ制度すなわち1/3ジェンダー中立のクォータ

を導入することを提案しています。

表 6 は、1/3 ジェンダー中立のクォータが 2002 年、2005 年、2009 年の 3 回の地方選挙に
適応されたと仮定した場合のシミュレーションの結果です。当選する女性の数が 98 増えま
す。その 98 人の女性の資質を数値化して男性と比較しました。1/3 が男性と同等、1/3 がよ
り優れた資質の持ち主、残りの 1/3 は男性の資質を下回ります。表 7 は、実際に当選した 68
人と、1/3 ジェンダー中立のクォータで追加で当選すると仮定する 98 人の数値を融合させ
たものです。仮に議席数が追加されても、女性の 60%以上が男性と比べて同等以上の資質
を保持することになるのです。

表 6. シミュレーションによって追加当選する女性当選者と男性落選者の資質比較

スコア	-3	-2	-1	0	1	2	3
女性議員数	3	10	23	35	18	8	1
割合	36.7%			35.7%	27.6%		
				63.3%			

著者作成

表 7. シミュレーション結果と統合した女性当選者と男性落選者の資質比較

スコア	-3	-2	-1	0	1	2	3
女性議員数	5	10	28	62	33	19	9
割合	25.9%			37.4%	36.8%		
				74.1%			

著者作成



2015 年 10 月 12 日国際シンポジウム

3. クォータで選出された女性のキャリアパス

3-1 議席割り当ての恩恵を受けて当選した女性のその後

女性のための議席割り当て制度の恩恵を受けて当選した女性議員の、その後のキャリアパスは、どうなったのでしょうか。まず地方議員について見ていきましょう。2002 年から 2009 年、2010 年にかけて行われた地方議会選挙（2010 年に行政区の改革が行われたので 2010 年の結果も含めて分析しています）において、68 名の女性が議席割り当ての適用を受けて当選しました。これらの女性たちのその後のキャリアパスについては、3つの事柄が明らかになりました。

一つは、政治的により上のポジションに上がるのは難しい、という現実です。68 人のうち 8 人が、上のポジション（政府の要職や国会議員）に挑戦しましたが、そのうち 1 人が国会議員として当選したのみでした。2つ目としては、議席割り当てで当選した女性は、任期後も再出馬し、再選されている、ということです。表 8 をご覧ください。任期後、複数回再選されている実績がわかります。そして 3つ目として、最初は女性のための議席割り当て制度の恩恵を受けて当選した女性議員も、再選時には、保障枠の恩恵を受けずに当選を果たしている女性がいる、ということです。つまり、最初はクォータ制度により下駄を履いたかたちで議員になった女性も、その後は自らの力で多くの票を獲得して再選されている、ということです。

表 8. 地方議会において議席割り当てで当選した女性議員の再選実態

選挙実施年	地方議会(県/市)で当選した議員の数	議席割り当てで当選した女性の数	議席割り当てで当選した女性の再選実態 議席割り当てを使わずに再当選した人/議席割り当てを使って再当選した人/出馬したが落選した人		
			2005年選挙	2009/10 年 選挙	2014年選挙
2002年	895	32	18/6/5	13/2/6	10/1/3
2005年	901	17	—	11/0/4	8/1/3
2009/10年	906	14	—	—	10/0/4

著者作成

3-2 クォータで当選した国会議員はアクティブ

次に、国会における女性議員について見ていきます。ジェンダークォータ制度によって比例代表の候補者名簿に記載され、当選した女性議員は、どんな人たちなのか。表9をご覧ください。元議員や元大臣など経験のある女性の政治家たちが、クォータで当選しています。しかしながら、国民党も民進党も、進歩的で多様な要素をもった女性を名簿に記載していたことがわかります。

表 9. クォータで当選した国会の女性議員

	2008年	2012年
国民党	計11名 7名は元議員(女性) 2名は元大臣と副大臣(財務省, スポーツ省) 1名はビジネス/会計 1名はメディア	計9名 5名は元議員(女性) 1名は元大臣(国家安全協議会) 2名は社会福祉(子どもと障がい者) 1名はマイノリティ(客家)
民進党	計7名 6名は元議員(女性, 先住民, 環境, ビジネス) 1名は社会福祉(障がい者)	計7名 5名は元議員(障がい者, 環境, ビジネス) 1名はマイノリティ(客家) 1名は女性団体

著者作成

それでは、これらクォータで当選した女性国会議員たちは、議員として有能な働きをしたのでしょうか？表10をご覧ください。これは台湾の公民監督国会連盟が、本会議質疑と法案提出を行った回数を記録してまとめたデータです。比例区において、二大政党のクォータで当選した女性議員は、男性議員やクォータを使わずに当選した女性議員よりも、アクティブだということがわかりました。



2015年7月31日セミナー

表 10. 国会議員の立法活動（本会議質疑と法案提出）

	小選挙区				比例区			
	本会議質疑		法案提出		本会議質疑		法案提出	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
国民党	15.7	17.8	2.7	5	19.4	21.1	1.7	5
民進党	19	18.6	5.4	3.9	17.2	21.2	4	6.3
その他	2	7	0	0	23.5	19	6.5	3.7

2014 年 2 月～5 月のデータ

著者作成

3-3 質的な比較

国会議員としての業務の、質的な比較についても述べておきましょう。ジェンダー平等に関する非常に重要な二つの法案、すなわち、同性婚法と祖先崇拝手引き法の二つの法案について、どのように取り組んでいるのか、クォータで当選した女性議員と、その他の議員たちとの比較についてお話しします。

まず、祖先崇拝手引き法について、説明します。台湾には日本と同じように、祖先を崇拝する文化があります。同じ氏をもっている、祖先を同じくする複数の家族が集まり、拡張家族を組織して、ギルドと呼ばれる一つの小さな神社といますかお寺の様なものを作ります。そして特別な日にはこの祖先を崇拝、祭るという文化で、200～300 年位前に始まったものです。ギルドは、ギルドに所属する各家族の息子が相続すると法律で決められています。この法律が祖先崇拝手引き法です。ギルドを相続するという事は、基本的には財産を相続するということです。つまり、息子に相続権利があり、娘には権利がないということです。この法律は憲法に違反している、変えなければいけないという大きな議論が国会でも起こったのですが、特に保守党によって、これは文化であってジェンダーとは関係ないという議論になり、いまだに改正されていないのです。

この祖先崇拝手引き法と同性婚法の二つの法案については、民進党からクォータで当選した女性議員が、最も男女平等に支援的な活動をしています。一方、国民党からクォータで当選した女性議員や、国民党や民進党の男性議員は、沈黙しているか、協力的なそぶりを見せるのみです。小選挙区の国民党出身の男性議員は、この男女平等に関してはもっとも無神経です。

4. これからに向けて

政治文化の変容と政治以外の分野へのクォータ制度の広がり

ジェンダークォータ制度により、台湾における女性議員の割合は非常に高くなりましたが、それが必ずしもジェンダーに配慮した政策や立法につながっていない現状があります。しかし、政治文化は変わりつつあります。これまで見てきたように、女性の政治参画は飛躍的に伸びました。90年代まで、台湾の多くの男性政治家は「裏部屋交渉」と呼ばれることを盛んにしていました。いわゆる夜の店で男同士で飲みながら秘密裏に政治の交渉をしていたのですが、ジェンダークォータにより女性議員が増えたため、そんな風習もなくなりつつあります。

2016年の総統選挙には、女性が二人立候補し、総統の座をめぐって選挙を戦います⁴。クォータ制度が根付いた台湾では、女性が総統になることに国民は抵抗を感じないでしょう。

さらに今、台湾では、ジェンダークォータをさらに推し進める改革が進行しています。先ほど述べたように、私たちは1/3ジェンダー中立のクォータを導入することを提案していますし、政治の世界だけではなく、経済の意思決定機関にも女性をもっと増やそうという動きがあります。これはヨーロッパで、特にノルウェーから始まった動きです。ノルウェーでは2000年の半ば位からこのような動きが始まり、多くのヨーロッパ諸国がこれに追随しています。上場企業に対して、取締役会にジェンダークォータを導入するように法律を制定しているのです。台湾では2012年に、この新しい男女共同参画法案を成立させました。国から50%以上の資金が入っている国営企業または基金は、理事会に1/3のジェンダークォータのルールを採択するようという規定になったのです。

以上、台湾のジェンダークォータの経験とその影響について、お話いたしました。ジェンダークォータ制度は、女性のみが享受する特権ではなく、いびつなジェンダー構造の不均衡を改善する策なのです。

最後に、台湾の経験からお伝えしたいと思います。

社会的に重要な政策を実現させるために、社会の過半数の人たちの支持を受けることは必ずしも必要ではありません。社会の過半数の同意を得られるまで待っていては、重要な改革、とくに進歩的な改革を成し遂げることはできません。研究者、アクティビスト、マスコミなど、とても熱心な、献身的な少数の支持者を集めればよいのです。台湾では、ジェンダークォータ制度の導入がとても重要な問題であることを、ジャーナリストが国民に訴え続けてくれたほか、キーとなるような政治家や研究者も、この制度の重要性を説いてくれました。そうやって、今日の台湾の制度があるのです。

4 2016年の総統選挙では、国民党の候補は最終的には男性の朱立倫となったが、民進党の蔡英文が当選した。蔡は台湾初の女性総統である。



2015 年 7 月 31 日セミナー

黄長玲 プロフィール

国立台湾大学政治学部教授。2018～2019 年は、ハーバード大学のラドクリフ研究所ならびにイェンチン研究所の客員研究員。米国シカゴ大学にて博士号（Ph.D.）取得。専門はジェンダーと政治およびマイノリティの政治。現在の研究テーマはジェンダークォータと国家フェミニズム。クォータ制度により当選した女性が、男性と同等かそれ以上に優秀であることを、台湾における実証的なデータに基づく研究により明らかにした。

American Journal of Public Health や *Politics & Gender* などに掲載された論文多数。近著は、*Routledge Handbook of Democratization in East Asia* (Routledge, 2017)、*The Palgrave Global Handbook of Women's Political Rights* (Palgrave Macmillan, 2019)。

国立台湾大学からは優れた教師賞と優れた社会貢献賞を贈られている。台湾の女性運動にも深く関わっており、婦女新知基金の理事・会長を務め、現在は台湾真実と和解委員会の会長として、台湾の移行期における正義に取り組んでいる。